

秦野市建築基準条例の一部を改正することについて

秦野市建築基準条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 6 年 9 月 4 日提出

秦野市長 高 橋 昌 和

提案理由

建築基準法及び建築基準法施行令の一部改正により、次のとおり改正するとともに、字句の整理を行うものであります。

- (1) 耐火建築物の主要構造部を特定主要構造部に改めること及び準耐火構造に特定主要構造部を耐火構造としたものを追加すること。
- (2) 火熱遮断壁等で区画された 2 以上の建築物の部分について、防火規制の適用上、それぞれ別の建築物とみなすこと。

秦野市建築基準条例の一部を改正する条例

秦野市建築基準条例（平成12年秦野市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第4条本文中「次条において」を「同条において」に改める。

第17条各号列記以外の部分中「準耐火構造」の次に「（特定主要構造部が耐火構造である場合を含む。）」を加える。

第19条第2項中「主要構造部を」を「特定主要構造部を」に改める。

第25条に次の1項を加える。

- 5 建築物が政令第109条の8に規定する火熱遮断壁等（以下「火熱遮断壁等」という。）で区画されている場合であって、その火熱遮断壁等により分離された部分における第1項及び第2項の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

第26条に次の1項を加える。

- 2 建築物が火熱遮断壁等で区画されている場合であって、その火熱遮断壁等により分離された部分における前項の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

第28条第1項中「準耐火構造」の次に「（特定主要構造部が耐火構造である場合を含む。）」を加え、同条に次の1項を加える。

- 4 建築物が火熱遮断壁等で区画されている場合であって、その火熱遮断壁等により分離された部分における第1項の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

第37条第2項、第38条第1項、第40条第4項及び第41条第2項中「主要構造部」を「特定主要構造部」に改める。

第46条に次の1項を加える。

- 5 建築物が火熱遮断壁等で区画されている場合であって、その火熱遮断壁等により分離された部分における前項の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

第49条第2項中「灰捨て場」を「灰捨場」に改める。

第51条中「準耐火構造」の次に「（特定主要構造部が耐火構造である場合を含む。）」を加える。

第58条第2項中「前項の規定」を「同項の規定」に改める。

第72条中「主要構造部」を「特定主要構造部」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秦野市建築基準条例の一部を改正することについて

1 耐火建築物の「主要構造部」を「特定主要構造部」に改めること及び準耐火構造に「特定主要構造部を耐火構造としたもの」を追加することについて
(条例第 17 条等)

(1) 法改正の概要

二酸化炭素の貯蔵に寄与する建築物における木材利用を促進するため、防火規制の対象とする主要構造部から、耐火構造の壁等で区画した部分が除外され、建築物全体に耐火性能を求めている規定において、「主要構造部」が「特定主要構造部」に改められたことから、この区画内での部分的な木造化が可能になりました。

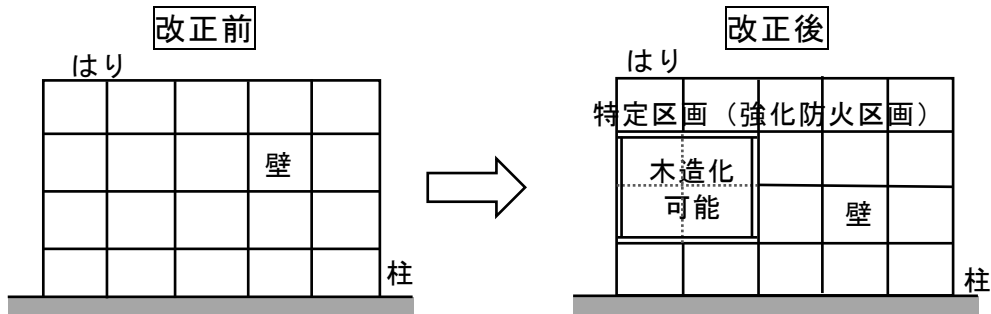
ア 主要構造部（建築基準法第 2 条第 5 号）

壁、柱、床、はり、屋根又は階段（建築物の構造上重要ではない間仕切壁、ひさし及び局所的な階段等を除く。）

イ 特定主要構造部（建築基準法第 2 条第 9 号の 2）

主要構造部のうち、防火上及び避難上支障のない部分を除いたもの。

ウ 耐火建築物（建築基準法第 2 条第 9 号の 2 イ(1)）



・ 主要構造部（壁、柱、はり等）の全てを耐火構造とする必要があるため、木造部分を石膏ボード等の不燃材料で被覆する必要がある。

・ 特定主要構造部を耐火構造とする必要があるが、防火上有効に区画した場合は、その区画内にある主要構造部（壁、柱、はり等）は、特定主要構造部から除かれるため、部分的な木造化が可能となり、木材利用が促進される。

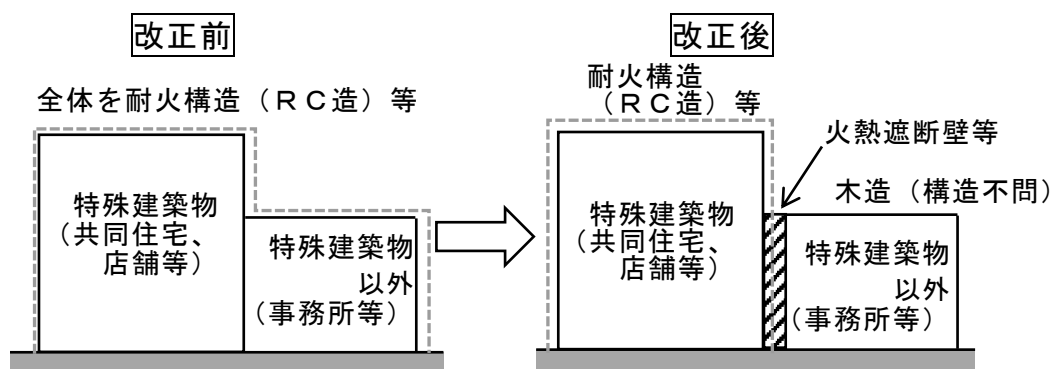
(2) 条例改正の概要

法において、建築物全体に耐火性能を求めている規定について、「主要構造部」が「特定主要構造部」に改められたことから、条例においても、建築物全体に耐火性能を求めている規定について、「主要構造部」を「特定主要構造部」に改めるものです。また、このことに関連して、準耐火構造に「特定主要構造部を耐火構造としたもの」を追加するものです。

2 火熱遮断壁等で区画された2以上の建築物の部分について、防火規制の適用上、それぞれ別の建築物とみなすことについて（条例第25条等）

(1) 法改正の概要

二酸化炭素の貯蔵に寄与する建築物における木材利用を促進するため、建築基準法施行令第109条の8に規定する延焼を遮断できる高い耐火性能の壁等（以下「火熱遮断壁等」という。）で区画された2以上の建築物の部分について、防火規制の適用上、それぞれ別の建築物とみなすこととされたことから、区画部分の用途及び規模によっては、部分的な木造化が可能となりました。



・防火規制は、建築物全体に適用されるため、用途及び規模によっては、建築物全体を耐火構造（RC造）等にする必要がある。

・火熱遮断壁等で区画した場合は、区画ごとに防火規制が適用されるため、用途及び規模によっては、区画単位で木造化が可能となり、木材利用が促進される。

(2) 条例改正の概要

法において、防火規制は、建築物全体に適用されていましたが、建築物を火熱遮断壁等により区画した場合は、区画ごとに防火規制が適用されることになったことから、条例においても、同様の扱いとするため、改めるものです。

3 施行日

公布の日から施行する。

議案第41号 秦野市建築基準条例の一部を改正する条例案新旧対照表

網かけ部分以外は、字句の整理によるものです。

新	旧
<p>(災害危険区域内の建築物)</p> <p>第4条 前条の規定により指定する災害危険区域内において、居室を有する建築物を建築するときは、次条に規定するもののほか、その建築物の基礎及び主要構造部は、鉄筋コンクリート造又はこれに類する構造にし、かつ、その居室は、崖（勾配が30度を超える傾斜地をいう。<u>同条において同じ。</u>）に直接面してはならない。ただし、崖崩れによる被害を受けるおそれがないときは、この限りでない。</p> <p>(共同住宅等の設置の禁止)</p> <p>第17条 共同住宅、寄宿舎又は下宿の用途に使用される建築物で、その用途に使用される部分の床面積の合計が100平方メートルを超えるものは、次の各号のいずれかに掲げる建築物で、これらの用途に使用される部分の主要構造部が政令第112条第1項に規定する1時間準耐火基準（以下「1時間準耐火基準」という。）に適合する準耐火構造（<u>特定主要構造部が耐火構造である場合を含む。</u>）でないものの上階に設けてはならない。</p> <p>(1)－(3) (略)</p>	<p>(災害危険区域内の建築物)</p> <p>第4条 前条の規定により指定する災害危険区域内において、居室を有する建築物を建築するときは、次条に規定するもののほか、その建築物の基礎及び主要構造部は、鉄筋コンクリート造又はこれに類する構造にし、かつ、その居室は、崖（勾配が30度を超える傾斜地をいう。<u>次条において同じ。</u>）に直接面してはならない。ただし、崖崩れによる被害を受けるおそれがないときは、この限りでない。</p> <p>(共同住宅等の設置の禁止)</p> <p>第17条 共同住宅、寄宿舎又は下宿の用途に使用される建築物で、その用途に使用される部分の床面積の合計が100平方メートルを超えるものは、次の各号のいずれかに掲げる建築物で、これらの用途に使用される部分の主要構造部が政令第112条第1項に規定する1時間準耐火基準（以下「1時間準耐火基準」という。）に適合する準耐火構造でないものの上階に設けてはならない。</p> <p>(1)－(3) (略)</p>

(共同住宅等の階段)

第19条 (略)

2 共同住宅、寄宿舎又は下宿の用途に使用される建築物のうち、主要構造部が不燃材料で造られている建築物（**特定主要構造部を耐火構造にした建築物、準耐火建築物又は法第27条第1項に規定する特殊建築物を除く。**）で、その2階における居室の床面積の合計が100平方メートルを超える場合においては、その階から避難階若しくは地上に通じる2以上の直通階段又はこれに代わる施設を設けなければならない。

3 (略)

(長屋の構造等)

第25条 (略)

2-4 (略)

5 建築物が政令第109条の8に規定する火熱遮断壁等（以下「火熱遮断壁等」という。）で区画されている場合であって、その火熱遮断壁等により分離された部分における第1項及び第2項の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

(ホテル及び旅館の構造)

第26条 (略)

2 建築物が火熱遮断壁等で区画されている場合であって、その火熱遮断壁等により分離された部分における前項の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

(共同住宅等の階段)

第19条 (略)

2 共同住宅、寄宿舎又は下宿の用途に使用される建築物のうち、主要構造部が不燃材料で造られている建築物（**主要構造部を耐火構造にした建築物、準耐火建築物又は法第27条第1項に規定する特殊建築物を除く。**）で、その2階における居室の床面積の合計が100平方メートルを超える場合においては、その階から避難階若しくは地上に通じる2以上の直通階段又はこれに代わる施設を設けなければならない。

3 (略)

(長屋の構造等)

第25条 (略)

2-4 (略)

(ホテル及び旅館の構造)

第26条 (略)

(棚状寝所を有するホテル及び旅館の構造)

第28条 ホテル又は旅館の用途に使用される建築物で、棚状寝所を有する宿泊室の床面積の合計が150平方メートルを超えるものは、1時間準耐火基準に適合する準耐火構造(特定主要構造部が耐火構造である場合を含む。)にしなければならない。

2・3 (略)

4 建築物が火熱遮断壁等で区画されている場合であって、その火熱遮断壁等により分離された部分における第1項の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

(興行場等の前面空地及び側面空地)

第37条 (略)

2 興行場等の用途に使用される建築物の特定主要構造部又は屋根を除く特定主要構造部が耐火構造のときは、前項の前面空地に相当する部分に次に定める構造の歩廊を設け、又はその部分を第1号及び第3号に定める構造の寄付き(これに類するものを含む。)とすることができる。

(1) (略)

(2) 特定主要構造部は、耐火構造にし、又は不燃材料で造ること。

(3) (略)

3・4 (略)

(棚状寝所を有するホテル及び旅館の構造)

第28条 ホテル又は旅館の用途に使用される建築物で、棚状寝所を有する宿泊室の床面積の合計が150平方メートルを超えるものは、1時間準耐火基準に適合する準耐火構造にしなければならない。

2・3 (略)

(興行場等の前面空地及び側面空地)

第37条 (略)

2 興行場等の用途に使用される建築物の主要構造部又は屋根を除く主要構造部が耐火構造のときは、前項の前面空地に相当する部分に次に定める構造の歩廊を設け、又はその部分を第1号及び第3号に定める構造の寄付き(これに類するものを含む。)とすることができる。

(1) (略)

(2) 主要構造部は、耐火構造にし、又は不燃材料で造ること。

(3) (略)

3・4 (略)

(興行場等の屋外への出口)

第38条 興行場等の客用の屋外への出口の幅は1.2メートル以上とし、その幅の合計は、その出口を使用して避難する客席の床面積の合計10平方メートルにつき、**特定主要構造部**又は屋根を除く**特定主要構造部**が耐火構造の建築物にあっては17センチメートル以上とし、その他のものにあつては20センチメートル以上としなければならない。

2 (略)

(興行場等の敷地内通路)

第40条 (略)

2・3 (略)

4 **特定主要構造部**又は屋根を除く**特定主要構造部**が耐火構造の興行場等にあっては、第1項の敷地内通路に相当する部分に第37条第2項各号に定める構造の歩廊を設けることができる。

(興行場等の廊下及び広間の類い)

第41条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、その階における客席の床面積の合計が150平方メートル(**特定主要構造部**又は屋根を除く**特定主要構造部**が耐火構造のものにあつては、300平方メートル)以内のときは、同項に規定する客席の両側に設ける廊下又は広間の類いは、片側とすることができる。

3・4 (略)

(興行場等の屋外への出口)

第38条 興行場等の客用の屋外への出口の幅は1.2メートル以上とし、その幅の合計は、その出口を使用して避難する客席の床面積の合計10平方メートルにつき、**主要構造部**又は屋根を除く**主要構造部**が耐火構造の建築物にあっては17センチメートル以上とし、その他のものにあつては20センチメートル以上としなければならない。

2 (略)

(興行場等の敷地内通路)

第40条 (略)

2・3 (略)

4 **主要構造部**又は屋根を除く**主要構造部**が耐火構造の興行場等にあっては、第1項の敷地内通路に相当する部分に第37条第2項各号に定める構造の歩廊を設けることができる。

(興行場等の廊下及び広間の類い)

第41条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、その階における客席の床面積の合計が150平方メートル(**主要構造部**又は屋根を除く**主要構造部**が耐火構造のものにあつては、300平方メートル)以内のときは、同項に規定する客席の両側に設ける廊下又は広間の類いは、片側とすることができる。

3・4 (略)

(主階が避難階以外の階にある興行場等)

第46条 (略)

2-4 (略)

5 建築物が火熱遮断壁等で区画されている場合であって、その火熱遮断壁等により分離された部分における前項の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

(火たき場等の構造)

第49条 (略)

2 公衆浴場の燃料倉庫又は灰捨場は、周壁を不燃材料で造らなければならない。

(1階に設ける自動車車庫及び自動車修理工場の構造)

第51条 1階に設ける自動車車庫又は自動車修理工場の用途に使用される建築物で、その用途に使用される部分の床面積の合計が100平方メートル以上150平方メートル未満のものは、主要構造部を準耐火構造(特定主要構造部が耐火構造である場合を含む。)にし、又は主要構造部である柱及びはり在不燃材料で、その他の主要構造部を準不燃材料で造らなければならない。

(建築物に関する確認申請等手数料)

第58条 (略)

2 前項の申請又は通知に昇降機の設置の申請又は通知を併せて行うときは、その昇降機1台について、同項の規定による手数

(主階が避難階以外の階にある興行場等)

第46条 (略)

2-4 (略)

(火たき場等の構造)

第49条 (略)

2 公衆浴場の燃料倉庫又は灰捨て場は、周壁を不燃材料で造らなければならない。

(1階に設ける自動車車庫及び自動車修理工場の構造)

第51条 1階に設ける自動車車庫又は自動車修理工場の用途に使用される建築物で、その用途に使用される部分の床面積の合計が100平方メートル以上150平方メートル未満のものは、主要構造部を準耐火構造にし、又は主要構造部である柱及びはりを不燃材料で、その他の主要構造部を準不燃材料で造らなければならない。

(建築物に関する確認申請等手数料)

第58条 (略)

2 前項の申請又は通知に昇降機の設置の申請又は通知を併せて行うときは、その昇降機1台について、前項の規定による手数

料に加え、別表第1第2項に定める手数料を納付しなければならない。

(耐火性能検証を行う建築物に対する基準の適用)

第72条 **特定主要構造部**が政令第108条の4第1項第1号又は第2号に該当する建築物（次項に規定する建築物を除く。）に対する第17条、第19条第2項、第20条第2項、第22条、第28条第1項、第32条第2号、第37条第2項、第38条第1項、第40条第4項、第41条第2項、第49条第1項第1号、第51条、第52条第2項、第54条第1号、第55条第2号及び第67条第2項の規定の適用については、その建築物の部分で**特定主要構造部**であるものの構造は、耐火構造とみなす。

2 **特定主要構造部**が政令第108条の4第1項第1号に該当する建築物（その建築物の**特定主要構造部**である床又は壁（外壁を除く。）の開口部に設けられた防火設備の性能について、防火区画検証法により確かめられたものに限る。）及び**特定主要構造部**が同項第2号に該当する建築物（その建築物の**特定主要構造部**である床又は壁（外壁を除く。）の開口部に設けられた防火設備の性能について、国土交通大臣の認定を受けたものであるものに限る。）に対する第32条第2号、第49条第1項第2号、第52条第2項及び第54条第1号の規定の適用については、その建築物の部分で**特定主要構造部**であるものの構造は耐火構造にし、これらの防火設備の構造は、特定防火設備と

料に加え、別表第1第2項に定める手数料を納付しなければならない。

(耐火性能検証を行う建築物に対する基準の適用)

第72条 **主要構造部**が政令第108条の4第1項第1号又は第2号に該当する建築物（次項に規定する建築物を除く。）に対する第17条、第19条第2項、第20条第2項、第22条、第28条第1項、第32条第2号、第37条第2項、第38条第1項、第40条第4項、第41条第2項、第49条第1項第1号、第51条、第52条第2項、第54条第1号、第55条第2号及び第67条第2項の規定の適用については、その建築物の部分で**主要構造部**であるものの構造は、耐火構造とみなす。

2 **主要構造部**が政令第108条の4第1項第1号に該当する建築物（その建築物の**主要構造部**である床又は壁（外壁を除く。）の開口部に設けられた防火設備の性能について、防火区画検証法により確かめられたものに限る。）及び**主要構造部**が同項第2号に該当する建築物（その建築物の**主要構造部**である床又は壁（外壁を除く。）の開口部に設けられた防火設備の性能について、国土交通大臣の認定を受けたものであるものに限る。）に対する第32条第2号、第49条第1項第2号、第52条第2項及び第54条第1号の規定の適用については、その建築物の部分で**主要構造部**であるものの構造は耐火構造にし、これらの防火設備の構造は、特定防火設備とみなし、第32条第2号、

みなし、第32条第2号、第49条第1項第2号、第52条第2項及び第54条第1号以外の前項に掲げる規定の適用については、これらの建築物の部分で**特定主要構造部**であるものの構造は、耐火構造とみなす。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第49条第1項第2号、第52条第2項及び第54条第1号以外の前項に掲げる規定の適用については、これらの建築物の部分で**主要構造部**であるものの構造は、耐火構造とみなす。